

「外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
の一部を改正する命令案」に対する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 9 日
財 務 省

令和 8 年 5 月 18 日付で「外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集を行ったところ、4 件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見の要旨及び御意見の要旨に対する考え方を別紙 1 のとおり公表します。なお、本命令案に関する御意見等ではなかったため別紙に掲載しなかったものについても、今後の参考とさせていただきます。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）から令和 8 年 6 月 16 日（火）まで

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 御意見の総数

4 件（内訳）意見提出フォーム：4 件

電子メール及び郵送：0 件

3. 意見公募手続を実施した案からの修正

別紙 2 のとおり

4. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係 電話番号：03-3581-4111（内線6186）

寄せられた御意見の要旨及び御意見の要旨に対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	○第四条第二項において「『前項第二号の規定による』届出」と規定しているが、第四条第一項第二号においてはソフトウェアを掲げ、また、事項を定めているだけであり、当該規定による届出は規定されていないことから規定として不適切ではないか。仮に同号に係る届出についてのみ言及して規定するのであれば「前項の規定による届出『（同項第二号に係るものに限る。）』」というように規定するのが適切であるように思われる。 ○第五条第一項において「『前条第一項第一号の規定により』届け出た電子メールアドレス及び暗証符号」と規定しているがこちらも同様に不適切な規定となっているため、例えば、「前条第一項の規定により届け出た『同項第一号に定める』電子メールアドレス及び暗証符号」と規定するか、あるいは、第一項の規定によって届け出る電子メールアドレス及び暗証符号は第一号に定めるものしかいないため、単に「前条第一項の規定により届け出た電子メールアドレス及び暗証符号」と規定するのが適切であるように思われる。	○御意見の「(○条) ○項○号の規定による届出」と規定されている部分については、他法令において同様に規定されている用例があり特に問題はないことから、意見募集の案のとおりとさせていただきます。
2	○専用アプリの使用を想定している様だが、端末の OS やバージョン、使用状況によって、アプリが使えない事が容易に想像できる。専用アプリではなく、WEB サイト上で (HTML5 の証明書機能などを使った) 汎用的な運用を求める。	○様式 3 スマート報告については、専用アプリではなく、WEB サイトからご利用いただく形とする予定です。
3	○本改正により、様式3スマート報告を利用可能とする方向性に賛成します。スマートフォン等から報告書の作成及び提出が可能となり、銀行窓口への書面提出が不要となることは、利用者負担の軽減に資すると考えます。 ○一方で、別紙1では送信完了画面をスクリーンショット等で保存することが想定されていますが、画面遷移、保存漏れ、端末紛失、法人内での共有、後日の確認等を考えると、スクリーンショットのみでは証跡管理として不十分となるおそれがあり	○賛成の御意見として承ります。 ○利用者が一元的に確認・保存できる仕組みにつきましては、今後の参考とさせていただきますが、報告内容の控えをPDF等で再取得するなど、報告履歴を確認可能な仕組みを実装する予定はありません。報告内容につきましては、スクリーンショットなどで保存を行っていただきますようお願いいたします。 ○なお、本意見募集の対象となる外為法に基づく報告書（様式第3）による報告に限りませんが、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づく届出・報告に

	ます。そのため、送信完了時には受付番号、提出日時、提出手続名等を記載した送信完了メールを登録メールアドレス宛に送付し、提出内容の控えについては、ログイン後にPDF等で再取得できる仕組みを設けることを希望します。 ○また、法人利用や税理士等との情報共有を行う場合も想定されるため、スマートフォンだけでなくPCブラウザからも、提出履歴、受信通知、提出内容の控えを確認・保存・印刷しやすい設計とすることを希望します。将来的には、様式3スマート報告に限らず、行政手続ごとの提出履歴、受信通知、提出内容の控え等を、利用者が一元的に確認・保存できる仕組みがあると望ましいと考えます。	については、「日本銀行外為法手続きオンラインシステム」を利用したオンライン提出も可能です。同システムは、スマートフォンではご利用いただけませんが、報告履歴の確認が可能ですので、同システムの利用もご検討いただきますようお願いします。
4	○顧客に対しオンラインでの報告を依頼した場合、金融機関側で提出状況を把握したり、提出を完遂していただくことが難しいのではないかと考えております。 もしも顧客が申告を行わなかった場合、顧客や金融機関に罰則などの措置が発生するのでしょうか。	○本意見募集の対象となる外為法に基づく報告書（様式第3）の提出義務者は、外為法55条第1項に規定する支払等を行った居住者となります（報告省令第3条）。これに係る罰則は、外為法第71条第2号において「第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。」と規定しています。金融機関におかれては、外為法に基づく手続きの更なるオンライン提出推進のため、リーフレットを活用するなどの方法により顧客へのご案内等を行っていただきますようお願いいたします。

(別紙２)

【意見公募手続を実施した案からの修正】

第四条第二項中「の規定による」に傍線を引いていましたが、当該傍線を削除しました。